

国家賠償法における損害賠償責任に関する次の記述のうち妥当なのはどれか。
ただし、争いがある場合は判例による。

1. 国等の公権力の行使に当たる公務員の不法行為による被害者は、その損害賠償責任を、国等のみならず、当該公務員個人にも問うことができる。
2. 国等が公権力の行使に当たる公務員の不法行為に基づく損害賠償責任を負った場合、当該公務員に故意があったときでも、国等は当該公務員に対して求償することはできない。
3. 国等の公権力の行使に当たる公務員の不法行為に基づく損害賠償責任について、当該公務員の選任・監督に当たる者とその俸給、給与等の費用を負担する者とは異なる場合、費用負担者は損害賠償責任を負うことはない。
4. 公の営造物の設置管理の瑕疵に基づく国等の損害賠償責任が成立するためには、当該営造物の設置管理を行う者の過失の存在が要件とされている。
5. 国等が公の営造物の設置管理の瑕疵に基づく損害賠償責任を負った場合、損害の原因について他に責任を負うべき者があるときは、国等はその者に対して求償することができる。